

流山市高齢者支援計画の策定について

1 計画の位置付け

高齢者支援計画は、法定計画として老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に対するサービス見込量や整備方針等を定める「介護保険事業計画」とを一体化した計画です。

なお、流山市高齢者支援計画は、流山市総合計画及び流山市地域福祉計画の個別計画であり、千葉県高齢者保健福祉計画との整合を図っていきます。

2 計画の期間

平成26年度に策定する次期計画は、平成24年3月に策定した「流山市高齢者支援計画（平成24年度～平成26年度）」を見直しし、平成27年度から平成29年度までの3か年の計画を策定するものです。

3 策定方針

高齢化の一層の進展、高齢者を取り巻く社会環境の変化、高齢者自身の生活志向や意識の多様化、そして介護や支援を要する高齢者の増加など地域の高齢者をめぐる様々な課題があります。特に、今後の高齢者に係る状況として、2025年（平成37年）に団塊の世代が75歳以上となり、国の推計では、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となり、地域社会の高齢化が一層伸展します。こうした中で、高齢者の誰もが、いつまでも健康で、生きがいをもって暮らせるよう健康づくり等の諸施策を推進するとともに、地域の特性を生かした地域包括ケアシステムを構築し、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、可能な限り日常生活を送ることができる地域社会づくりを推進することを計画策定の考え方の中心に据えます。

計画の策定にあたっては、高齢者等実態調査を実施し、圏域ごとに居住する高齢者の課題の把握に努めるとともに、必要なサービス（課題に則した対応手法）につなげられるよう策定を進めます。

4 市民参加を基本とした計画策定を目指します

(1) 高齢者等実態調査の実施

流山市に在住する65歳以上の高齢者及び要介護（要支援）認定者を対象にした調査、介護保険の事業者を対象にした調査を行い、市民の意向及び事業者の状況を把握して計画の策定を進めます。

(2) 情報の提供

計画づくりの段階から、広報ながれやま、市ホームページ等の活用を図り、広く情報を提供します。

(3) 地区懇談会の開催

計画策定の中期までの間及び計画の素案段階において、地区懇談会を開催して必要な情報の周知を図るとともに、広く市民の意見を聴取し、計画の策定に反映します。

(4) パブリックコメントの実施

各公共施設における素案の縦覧、広報ながれやまや市ホームページへの掲載によるパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取し、計画に反映します。

5 策定体制

(1) 流山市保健福祉諸計画策定委員会

健康福祉部長を会長とし、関係課長等をもって組織している流山市保健福祉諸計画策定委員会で計画の策定、調整を行います。

特に、今回の計画策定においては、介護保険制度の多岐にわたる見直しが予定されていることから、高齢者支援計画に関係する課等の実務担当者から成るワーキングチームを組織し、計画素案のたたき台作りを担わせることとします。

(2) 流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会

介護保険における地域包括支援センターの円滑な運営及び地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置された協議会の意見を聴取し、計画の策定に反映します。

(3) 流山市介護保険制度モニター

介護保険制度に対する要介護認定者等の意見、要望及び介護サービスの情報等を広く公正に聴き、介護サービスの向上と介護保険制度の充実を図るために設置されている介護保険制度モニターの意見を聴取し、計画の策定に反映します。

(4) 流山市福祉施策審議会

本市の附属機関である福祉施策審議会に高齢者支援計画の策定について諮問し、計画の策定状況に応じて開催し、審議会の意見を反映しながら計画づくりを推進し、審議会の答申を経て策定します。